

平成31年 第2回

木古内町議会臨時会会議録

平成31年 2月14日 開会

平成31年 2月14日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（平成31年2月14日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 議案第1号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事（建築主体）請負契約の締結について	1 3
日程第 5 議案第2号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事（機械設備）請負契約の締結について	1 4
日程第 6 議案第3号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事（電気設備）請負契約の締結について	1 5
日程第 7 議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止について	1 5
閉会の宣告	1 7
会議録署名議員の署名	1 8

平成31年2月14日（木）第1号

- 開会日時 平成31年 2月14日（木曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 平成31年 2月14日（木曜日）午前11時26分
-

・出席議員（9名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	8番	鈴木	慎也	
3番	平野	武志	副議長	9番	吉田	裕幸
4番	竹田	努	議長	10番	又地	信也
5番	相澤	巧				

・欠席議員（1名）

7番 福島 克彦

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
総務課長	若山	忍
会計管理者	高橋	和夫
町民課長	吉田	広之
まちづくり新幹線課長	木村	春樹
産業経済課長	片桐	一路
建設水道課長	構口	学
教育長	野村	広章
生涯学習課長	吉田	宏

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田	伸一
議事担当主査	西嶋	浩二

平成31年 第2回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成31年2月14日（木）

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		行政報告
4	議案 第1号	木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事（建築主体）請負契約の締結について
5	議案 第2号	木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事（機械設備）請負契約の締結について
6	議案 第3号	木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事（電気設備）請負契約の締結について
7	議案 第4号	北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止について

平成31年第2回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事 (建設主体) 請負契約の締結について	31.2.14	原案可決
議案第2号	木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事 (建設主体) 請負契約の締結について	31.2.14	原案可決
議案第3号	木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事 (建設主体) 請負契約の締結について	31.2.14	原案可決
議案第4号	北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止に ついて	31.2.14	原案可決

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから、平成31年第2回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名でございます。

議席番号7番 福嶋克彦君から欠席の届出がありました。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

1番 佐藤 悟君、2番 新井田 昭男君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第3 行政報告。

町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

平成31年第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用のところ、そしてまたきょうは、足下の悪い中、ご参集いただきましたことを誠にありがとうご

ざいます。

行政報告が2件ございますので、ご報告をいたします。

1点目は、木古内自動車学校の閉校方針とそれにかかる対応についてでございます。

木古内自動車学校に関する事案については、先の臨時議会において報告したとおり、渡島西部4町からの財政支援を行うことを前提に、当面存続する考えが示されたところでございますが、その後、2月になり渡島西部行政連絡協議会事務局である知内町を通じ、役員の体調不良、人的配置の体制、支援を含めての収益面での試算想定など、複数の要因により、継続は困難であるとの考えが示されました。

当町といたしましては、これまでの経緯を踏まえつつ、現行運営者による事業継続や、同業他社による事業継承など、様々な方策について、現在、関係4町及び北海道指定自動車教習所協会などの関係団体と、対応策を協議、模索しているところでございます。

2点目は、北朝鮮籍木造船からの遺体収容についてでございます。

平成31年2月11日から12日にかけて、木古内町字札苧136番地6地先の海岸に漂着した北朝鮮籍の木造船から2人の遺体を収容いたしました。

2月11日は、午後4時ころに木造船解体事業者の社員が、翌日に控えた解体作業の準備をするため、大型重機1台により、木造船を海側へ持ち上げた際に遺体らしき物が確認された旨、役場担当職員へ一報がありました。

その後、担当職員が現場を確認し、午後4時20分ころに木古内警察署へ通報。木古内警察署員が現場で遺体であることを確認し、午後6時に木古内警察署へ送致いたしております。

このことを受け、翌2月12日は、朝8時30分から木古内警察署や函館海上保安部、役場の3関係機関で現地立会の上、大型重機2台で解体作業を行いました。午前9時ころ、作業中にもう1人の遺体を発見したことから、函館海上保安部や木古内警察署員、木古内消防署員が現場検証を行い、午前11時ころに木古内警察署へ送致しております。

2人の遺体については、現在、札幌医科大学附属病院に送られ、検死しているところであり、国籍や性別、死因などの詳細はまだわかっていない状況でございます。

なお、漂着を発見した平成30年11月9日時点では、函館海上保安部の職員が、船首から中をのぞいて確認を行ったため、遺体が発見された船尾まで確認がとれていなかったものと思われる。

今後につきましては、関係機関と十分に協議をし、事務の処理を進めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 行政報告が終わりました。行政報告に対する質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田でございます。

いま町長のほうから、行政報告2点報告がありました。この2点の中で、各1点ずつか何点かお尋ねしたいのですけれども、まず木古内自動車学校の件でございますが、先般から非常にこの件に関しては、行政も含めて、関係機関との打合せ含めて、4町自治体含めて、いろいろ交渉していただいて大変ご苦労なことで、説明の中では非常に子ども達あるいは地元、

この4町含めて非常に大事な事案であるということで、できればすぐの理事会においても何とか前向きに考えていただけるような努力をしてほしいということで終わっていたのですけれども。そういう矢先、新聞紙上でどうも雲行きがよろしくないということで、たまたま私も住民のかたから、この件に関してはどうなっているんだろうと非常にやはり興味を持っておられるかたがたくさんおりまして、わかっている範囲では説明をさせていただいているところがございます。いろいろな条件あるいはいろんなことがあるのでしようけれども、できればいろんなここに書いておるとおりでございますが、関係各機関と綿密な連携を取りながら、何とか前向きに考えていただくというようなことで進めているということでございますが、やはり私前回申し上げたように、どうも低姿勢にそんなふうに出前の臨時会でお話したとおりでと思うのですけれども、その辺がやはり意気込みが感じられなかったと、新聞紙上の資料から見ても。そういう部分もあるのでしようけれども、とにかくこの部分に関しては、4町はちまきを締め直して、子ども達あるいは地元のそういう使用されるかたのためにもう一押ししていただいて、何とか良い方向に持っていければなということで、ここでいろんな言えない部分も当然あるのでしようけれども、できる限りの手応えというか状況をちょっとお尋ねをさせていただきます。

もう1点は、北朝鮮の木造船の件でございますが、これも新聞紙上でびっくりしたところでございます。新聞で見た段階で、私も感じた部分に関しては、どうしてこんないまごろなんだろうとこういう部分です。いろんな検証の段階で、これ去年の11月ですよ。発見したのが平成31年2月、解体の部分でだということですのでけれども、これがやはり対応としている警察、消防署、並びに海上保安庁とかいろんな関係はあるのでしようけれども、どうも私が見ている範囲では、船の状況を見ると転覆した状況で浜に上がっている。それをロープで押さえていままで解体まで放置というかそのままにした状況になっていたのだけれども、その時点でいろいろ確認作業はされたのでしようけれども、どうもこの辺が例えば先ほど会議はじまる前に同僚議員とも話したのだけれども、確認の作業が非常に生ぬるいんじゃないかと。これが万が一例えば爆発物だとか、そういうものだって考えられるわけですよ。こういう部分の作業確認、この辺のまして多国籍の部分の船なわけですから、それがはっきりしているわけですから、日本の船と違うという部分はその辺の気持ちのモチベーションとか行政としての作業手順の確認だとか、これは行政も介入できない部分はあるのでしようけれども、どうもこの辺の人がでてきたということがおそらく全国的にテレビで放送されましたよね。北海道はもちろん含めて、おそらくされたと思うのだけれども、木古内は一体どうなっているんだと。どうも作業が手ぬるいというようななんか悪影響、我が町に対する悪影響がどうも懸念される部分があります。たまたま結果がこうだからということなのでしようけれども、この事案に関しては今後やはりまだまだこういう可能性がないわけじゃない。

いろんな道内各地で、もう以前とは違ってどんどんどんどん漂着船が着いているという中で、やはり今後もこういう事案が当然あるのかもしれない。そうした場合に、行政も関係機関から「こうだった、何もございませんよ」という報告を鵜呑みにするんじゃないで、本当にそうなのと。そういう部分を含めて今後、活かしてもらいたいですね。その辺ちょっと今後の展開も含めて、全体の流れをもう一回聞きたいのですけれども。

(「関連」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 関連でしようけれども、一度答弁をもらってからしましょう。そのほ

うがよいと思います。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) まちづくり新幹線課の木村です。

新井田議員から出されました、木古内自動車学校の関連について、お答え申し上げます。

1月28日の第1回臨時会の前後においても関係者と折衝をしていたところでありまして、先ほど町長から報告あったとおり、2月の4日に知内町の副町長のほうに、事業の継続については困難だという申し出が出されております。

それまでには、事業を継続して行うという前提で、4町で協議をしていたところですが、事業の継続が困難との申し出を受けて、様々な方策について4町の実務レベル、あるいは町長、副町長、理事者が集まった別件の会合の前段・後段において、協議をしていただいているところです。

この間、北海道指定自動車教習所協会という団体がございまして、いわゆる公安委員会から実技試験について、指定を受けている教習所が加盟している団体です。一般会員78社、特別会員2社の合計80社が加盟しております。また、函館支部ということで、8社が加盟しております。北海道段階、函館段階のそれぞれの事務局や役員とも意見交換しながら、対応しているところでございます。

もちろん支援の内容については、金銭的、人的、物的、それぞれがございまして、各町においてやはり考えというものがございまして、それを随時確認しながら可能かどうかも含めて、現在進めている最中です。以上です。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、札苅の北朝鮮籍の船の関係ですけれども、11月の9日に漂着をした時点で、町のほうでは解体作業を行いましたけれども、実際には重機の容量が小さくて、取りやめました。翌日に解体作業を実施する予定でしたけれども、北海道に確認をしましたところ、補助金の内示がなければ手をかけないでほしいというようなことがありましたものですから、結果、翌日以降の作業を先延ばしをしました。結果、町として再度補助金の確認を北海道にしましたところ、北朝鮮籍の船が多数いま北海道に漂着している関係で、補助金が不足しているというようなことがありましたものですから、町として次年度早々に解体をするということを決めました。

その間ですけれども、町のほうでは監視体制の強化を図る、また船体の固定をするなど、また看板の設置や近隣の皆さんに直接お詫びに歩いたりしましたけれども、結果としまして今回、補助金が北海道のほうで工面をしていただきまして、12月の28日に専決で予算を措置しまして、1月の17日に入札をかけ、そして重機が手配が済みまして2月の11日から12日にかけて、作業を行いました。

結果、その時に出てきたわけなのですけれども、町としましては11月の9日の時点で、海保の職員が船体に上がりまして中の状況を確認をしましたけれども、その時点では発見ができなかったというような状況でございましたものですから、町としてそれ以降には確認はしておりませんでしたけれども、町としてはそこには遺体はないものと判断をしたところでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 副町長、補足説明ありませんか。

副町長。

○副町長(大野 泰君) どうしていまころなのかということでは、率直にそのとおりだというふうに思っております。私どもも確認行為ということをしては、住民の安全という立場でいけば、しなければならなかったのかなというふうに反省をしているところであります。

この11月9日の時点でのいわゆる漂着物に対する、それも国外からと思われる漂着物に対する安全上の捜索です。こちらについては、警察あるいは海上保安庁ということで、そちらのほうの対応をいただいてから、町はその漂着した町村で処分をするという手続きになっておりますから、そここのところの手順は踏んだつもりだったのですけれども、結果としてこのように遺体が発見されるという事態になってしまい、これは議員おっしゃるように、遺体ということではありますけれども、爆発物あるいは薬物なんかが入っていたらどうするのだというふうなそんな危険ということも考えられるわけですから、しっかりと海上保安庁そして警察署と連携をして今後対応しなければならないなというふうに思っております。私どもからもその関係機関といわゆる警察署、海保さんとの連携調査ということでの徹底をしましよというふうな呼びかけはしてまいりたいというふうに思っております。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男君。

○2番(新井田昭男君) 自動車学校の件については、いまの段階では何ら変わっていないと、進展していないというような捉え方でいいのかな。

それといまの北朝鮮の部分に関しては、いろいろ手続き上は行政は手抜きなく対応されているというような部分で、それは理解しているのですけれども、その連携プレーということでたまさか遺体が出てきたという中でいけば、やはり今回の事例に関しては先ほども言ったように、今後またそういう可能性もないわけない。漂着物は、すごく可能性が当然あるわけで、海上保安庁が悪いのか警察が悪いのか、あるいは消防が悪いのかどうかかわからないけれども、やはりこの辺の的確な確認を徹底的にやるのだという意識は持ってもらわないと困りますよね。この辺は行政から確認したのしょうけれども、結果的に遺体が出てきたねというようなことで終わったらそれは困るのですね、我々としては。先ほど副町長もおっしゃったように、何か起こってからでは遅いわけですから、事前の作業をきちんと行政指導あるいは海保の皆さんに警察の皆さんにこの事例を含めて、もっと徹底的にやってもらいたいというそういう部分を連携をしていただいて、今後にまたつなげてもらいたいなとそんなイメージであります。

先ほど木古内自動車に関しては、いまいまその後進展が取りあえず関係機関にはいろいろやっているけれども、まだ話できる状態ではないという認識でよろしいのでしょうか。その辺、確認します。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) まちづくり新幹線課の木村です。

新井田議員おっしゃるとおり、報告する時点までには至っておりませんので、一定程度の報告できるところまでまとめましたら、報告させていただきます。以上です。

○議長(又地信也君) 関連で、8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木です。

新井田議員と同様の北朝鮮の遺体収容についての行政報告について質問させていただきませんが、産業経済課長がおっしゃったように、補助金の流れ、私達も十分に議員側としてはもう理解したはずです。

先ほど、副町長から手順に基づいてというのでご答弁ありましたが、いま新井田議員が話されたことはごもつともだなと。最初の確認です。もし生きていたら助かった命なのか、それとも逃げたのか、様々な憶測ができるわけですがけれども、そこで私一つ確認させていただきたいのが、いまの答弁の中で一つ問題だなと言いますか課題というか聞きたいところは、道からの指示の中で北海道に漂着したいわゆる他国の船が見つかった場合、その時のいわゆる作業マニュアル、ルール、手順というのがしっかりと文書化されて、各自治体に道からどのように対応してくださいというのが文書化されてあるものなのか、それとも道の担当課と口頭でのやり取りなのか、ちょっと確認をしたいと思っておりますけれども、お願いいたします。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) ただいまの鈴木議員のご質問ですけれども、まずマニュアルと言いますかそういうものはあります。あると言いますか別に作りましたので、北海道のほうで。今回の北朝鮮籍の船が多数北海道のほうに漂着しているような関係がありましたものですから、北海道のほうでは一応作ってはいるという状況でございます。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) もちろん多数漂着しているということですから、作っている状況だろうなと私はそのように思っていました、例えばですけれども課長。今回の遺体収容の行政報告ですけれども、資料として道からこのような指示で動いておりますと。例えば、添付書類として付けていただいて、そうなれば議論の深まりがまた違うと思うのですよね。私達は、この内容といままでの経過の中で、新井田議員も先ほど質問してはいたけれども、その文書があればより深いこの部分が足りなかったんじゃないかとか、より深い議論ができるかと思うのですけれども、資料について請求、見せていただくことはできるのでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 行政報告は議論の場ではありませんので、議論を深めるそういう資料ということでは、考えておりません。ただ、皆様方にご説明するのに、必要と思われる資料につきましては、提出をさせていただきたいと思っております。今回の資料については、担当課長のほうから説明させます。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、漂着船が漂着した段階では、海上保安部に連絡をするということになります。ただ、そこは当然地元の木古内町で上がれば木古内町のどなたかが役場なりに連絡が入りますので、それから役場、それと海上保安部のほうに役場から連絡をする形になります。それで、海上保安部から危機対策課情報収集、あとは北海道の循環型社会推進課、これは補助金のほうの関係。要は、解体をする補助金を出す側、それと水産林務部ですので道管理の漁港内、例えば水産の施設ですとかそういうものに影響が与えないような状況にする、そこら辺に海上保安部のほうから連絡がいく形になります。そのの所管する

振興局に情報共有がなされまして、そこから今度は町のほうに戻ってきまして、そこで町のほうで今度は解体の手続きを取るという形になります。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3番 平野です。

まず質問の前に、先ほど鈴木議員の質問に対して、町長が行政報告については議論の場ではないというお言葉ありましたが、行政報告をいただいて、その中身について我々は質問をこれまでもするわけです。当然、その中身について質疑、答弁があった中で不具合があれば、当然ながら指摘するわけです。そこは当然、議論ということになっていくと思います。当然、議論の場であると思います。しかしながら、この場で決められないことは、当然ながら委員会だったり議会の案件として上げていくということになると思いますけれども、議論の場ではないというのは訂正していただきたいと思います。そのために質疑を行政報告も質疑をできるというルールになったはずですので、そこをまずご確認くださいです。

それと、いまちょっと口頭で休憩中の議長の質問に産業経済課長の答弁いただきましたが、ちょっと長文で聞き取れませんでしたけれども。まず、解体の順序については、先ほども長々と予算について説明してくれましたけれども、そのこと何も聞いてなかったのですけれども、わかりました。しかしながら、まず解体をするにあたって安全確認をしなければならぬ、その責任がまずどこにあるのですかということをもっと教えていただきたい。1点目の質問がそれです。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) あくまでも行政報告は、報告をする場でありまして、報告の内容につきまして、詳細を尋ねられたらそれに対して答えると。ここで議論をするという場ではないというふうに理解しております。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、漁船の解体については、これは町のほうの責任になりますので。安全確認ということは、解体作業をする上で。そこにつきましては基本的には、町になると思います。町です。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時35分
再開 午前10時35分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) 海上保安部になります。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) ちょっと質問が2点に分かれるのですが、議論という言葉の捉え方だと思うのですが、私は質問をして当然ながらその質問の内容によっては、行政側も「ああ、そうですね」あるいは「違いますね」と「我々はこちらです」と言うのがもう既に議論だと思うのです。それをなんで議論はしないという言葉に徹するのかわりと意味が

わかりません。

片桐課長、解体は当然町が業者を選定して、予算を北海道に付けていただいで解体する作業、それは当然ながら木古内町にあるのは存じ上げております。

いま中身の安全確認、要は解体するにあたり中身に生存者がいないのか、今回みたいな遺体がないのか。今回は3か月も経って見つかったっていう変な話、大恥をさらしているわけですけども、この責任は一番最初にきちんと調べなかった海上保安部の責任だということなのですけれども、しかしながらこの11月9日、海上保安部のかたが確認を行った際に、行政としては立ち会ったのかどうなのか。確認作業をしっかりと一緒に見ていたのかどうなのかを確認します。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) 11月9日は、役場も立ち会っております。船内については、確認はしていません。あくまでも海上保安部が確認をしている作業を我々が見ていたという状況でございます。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 3回目の質問なので、最後になりますけれども、前回は予算が付く付かないの問題で、年を明けてからの作業になりますと。それについて予算どころよりも町民の安全のことを考えた時に、町が立て替えてでも早く撤去するべきではないかという議論に徹したと思うのですね。その時に「町民の安全」というたったひとことで片付けたので、中身の詳細については触れませんでしたけれども、まさにこういうようなことなのです。

仮に今回は遺体でしたけれども、生存者がいたりあるいは爆発物があつたりした場合に町民の安全が侵されますよ、ですから早くしてくださいというのが集約していたのです、中身については。実際、今回このような案件が出てきて、町民に害を及ぼすようなことではなかったのですけれども、仮に先ほど言ったように生存者がいて、その方々の命も危ぶまれますし、その方々がもしかして出てきて町内で何か町民の安全に危害を及ぼすということも考えられます。あるいは、爆発物があつて近隣の住民のかたが散歩された時に、その爆発物に巻き込まれるという心配もあったわけですよ。そこをトータルして全てを含めて安全と言った中で、町として責任を海上保安部にあつたと思うのですけれども、本当に海上保安部が中身までしっかり安全を確認したのかどうなのかというのをチェックするのが足りなかったんじゃないでしょうか。そこの部分をやはり先ほど新井田議員からも質疑ありましたけれども、副町長も3か月も経って本当にどうなんだというお言葉もありましたけれども、そこいま鈴木議員も言ったようにマニュアルもあるのでしようけれども、行政としてはまずは町民の安全をもうちょっとしっかり考えて、あくまで責任を海上保安部であっても、中身をおそらく立ち会った時に不十分だなと感じていたと思うのです。船体を9日によける時に、ユンボで一部が穴が開いて、そこの中からのぞいた程度のそれではたして安全確認が取れたって思いますか。いま考えると、全然きちんと安全確認取れていないっていうの反省していると思うのですけれども。聞くところによると、その船が近くに行ってみると結構大きくて、中が何層にもなっていて、その穴開いたところはそのうちの何層かが見えていただけで、それ以外に実際目視で確認できない場所もあつたのですよね。そこを確認せずに、解体作業に入ったというのが今回の落ち度で、恥じるべきところだなと思いますので、その辺しっかり行政も今後も起こる可能性がある案件ですので、海上保安部なり警察としっかり今回の反省点を伝

えていただいて、今後の町民の安全に安心につなげてほしいと思いますので、再度その点についての答弁あれば、意見あれば伺いますけれども。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時40分
再開 午前10時47分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま、漂着船に関しての捜査含めての手順ということで、ご意見がございました。どういう確認をしているのかということになりますと、先ほども産業経済課長のほうから申し上げましたとおり、警察権力を持っている海上保安庁がしっかりと船内について捜索をする、これは捜索権ですから、捜査権については海上保安庁のほうにあるということで、町のほうではその船体を解体するという作業を請け負うこととなります。

先ほど来、出ておりますように、補助金云々で手が付けられないというような議論になったわけですが、一時的にはやはり海上保安庁のほうの確認を待って、町が次の行動に移るということとなります。その確認行為について、一緒に現場にいたとしても中の捜索を職員がするわけではありませぬので、大丈夫ですよというふうに指示があれば、それをそのまま受け止めて次の作業にかかるというのが我々の役割だというふうに思っております。ただ、今回のように船の中から遺体が見つかるというような事態はあってはならないことですので、しっかりと海上保安部のほうに捜索をしていただくように要請をしまいたいというふうに思います。これは、強い思いでいかなければならないと思いますので、改めて私なり函館の海上保安部のほうに出向いて、要請をしまいたいというふうに思っております。以上です。

○議長(又地信也君) いま、副町長から答弁ありました。それで、8番 鈴木議員のほうから資料云々って、やはり必要ですか。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) もしあれば。

○議長(又地信也君) ありますか。資料なるものあるのでしょうか。

産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) ワンペーパーあります。フローですけども。

○議長(又地信也君) そうしたら資料は、なんか朝鮮半島からのものと資料される漂流木造船航路障害物の除去フローというものがあります、ここに。それはこうやって来ましたよというようなあれで、あとはうちの町としてのどこで関わったかというようなものはあります。

連絡体制みたいなものです。あとでよろしいですね。

行政報告に対してはこの辺で、町長ありますか。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 休憩をお願いしたいのですが。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時50分
再開 午前11時07分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 1点目の自動車学校の件で、ちょっと確認をしたいと思います。

木古内自動車学校は、4月末で学校を閉鎖するという期間的な猶予はないというふうに思っています。4町が足並み揃えての縷々、今日までの経過等は先ほど報告のとおりだと思いますし、状況については現段階では報告できるような状況ではないと。ただ、期日がもう迫っているということからしますと、悠長してられないというふうに思うのですよね。ですから、北海道指定自動車教習所協会これに加盟している、例えば先ほど木村課長から函館には8社ある。これらも含めて現在、例えば折衝というか事業継続についての折衝をしているのかなというふうに思っているところなのですよね。その辺は、8社プラスまた別な団体等とも協議というか折衝をしているのかどうなのか、その状況をたぶんこれ。

それともう一つは、心配するところが4町の中でもそれぞれ町によっての考え方が若干違うのかなというふうに思うところもあるのですよね。その辺も含めて、やはり急がなきゃならない事案ですからその辺、この8社以外とも接点をもっているのかどうなのか、その辺の確認をしたいと思います。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 北海道指定自動車協会函館支部ということで、加盟しているのが8社というふうに先ほど説明をし、そこへの接触・折衝をしているかということのお尋ねかと思えます。

その前に、木古内自動車学校を経営している現事業者について、既に昨年12月に閉鎖という方向を出す前に、近隣の自動車学校に事業を承継できないでしょうかという声をかけたというふうに伺っております。最近、お会いした自動車学校の支部長さんにつきましては、森のほう、いまの経営をしている社長から事業承継できないかというという問い合わせはいただいていたというような確認は取っております。

また、函館市内の自動車学校につきましては、これは2社ほどの確認になるのですけれども、木古内までの送迎バスを出しますとこういう考え方でして、経営を承継するということまで踏み込んだ考え方は、いまのところないようです。そういったことも含めて、4町の中で検討をさせていただいています。4町の統一した見解としましては、期間が短い中でいま4月末と言いましたけれども、12月の時点では3月末でしたから、1月に4町の首長集まっていた時の見解としては、木古内自動車学校を残していくための手立てとして、4町揃っての支援を考えていきたいと思います。そこについては、いま考え方は変わってはおられません。

自動車学校のほうにもその旨をお伝えし、一度継続すると言っていたのですが、この報告にございますとおり、体調不良等で継続が困難ですということで4月末には延ばしてもらっていますけれども、現に通っている受講生もいらっしゃいますし、このあとはおそらく新規の受講受付をしないんだと思いますが、我々には時間がないというふうに思っておりますから、早期にこの先の継続策です。そういったものについて、模索をしながら進めて

まいりたいと思います。新たな事態が動いた時につきましては、定例会というわけにはいかないので、常任委員会等でご説明を申し上げてご理解をいただければというふうに思っております。

以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

議案第1号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(建築主体)請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第4 議案第1号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(建築主体)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第1号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(建築主体)請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび提案する工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例(昭和39年条例第11号)第2条の規定に基づき、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(建築主体)。

工事場所は、上磯郡木古内町字木古内地内。

請負契約金額は、5,616万円。

契約の相手方は、奈良・平澤経常建設共同企業体。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

議案説明資料 資料番号1の1ページに、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照を願います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(建築主体)請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(機械設備)請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第2号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(機械設備)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第2号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(機械設備)請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号につきましても、予定価格が5,000万円を超えることから、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(機械設備)。

請負契約金額は、1億906万9,200円。

契約の相手方は、昭栄・イワイ経常建設共同企業体。

工事場所及び契約の方法は、議案第1号と同様でございます。

議案説明資料 資料番号1の2ページに、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照を願います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(機械設備)請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(電気設備)請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第6 議案第3号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(電気設備)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第3号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(電気設備)請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号につきましても、予定価格が5,000万円を超えることから、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(電気設備)。

請負契約金額は、1億1,934万円。

契約の相手方は、樺電・清経常建設共同企業体。

工事場所及び契約の方法は、議案第1号、第2号と同様でございます。

議案説明資料 資料番号1の3ページに、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照を願います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 木古内町中央公民館他機械・電気設備改修工事(電気設備)請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の制定及び廃止について

○議長(又地信也君) 日程第7 議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の制定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規約の制定及び廃止は、総務省から北海道市町村総合事務組合は複合的事務組合であり、地方自治法上複合的事務組合は、市町村及び特別区よりこれを設置できないこととなっており、北海道が構成員となっている、石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団、並びに北海道が構成員となっている、これらの企業団を構成する北海道市町村退職手当組合は、本組合に加入することが適当ではないとの指摘を受けました。

つきましては、総務省からの指摘を踏まえ、現行の規約を廃止し、新たに規約を制定するものでございます。

規約の変更する内容につきましては、議案説明資料 資料番号1の4ページと5ページに新旧対照表を掲載しておりますが、別表の第1及び第2から石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、及び北海道市町村退職手当組合を削除し、第14条でほかの地方公共団体から事務の委託を受けられる旨を条文に加え、平成29年度・30年度中に構成団体の名称変更があったものについては、今回の規約にて変更するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の制定及び廃止については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、平成31年第2回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前11時26分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年2月14日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 佐 藤 悟

署 名 議 員 新井田 昭 男